

高原町お試し滞在宿泊施設利用助成券交付要綱

平成25年5月15日

(改正) 平成29年3月21日

まちづくり推進課

(趣旨)

第1条 この要綱は、本町の定住人口の増加を図るため、本町への移住定住を目的として住居又は仕事を探す活動等を行う者に対し、宿泊費の一部を予算の範囲内で助成することについて、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) お試し滞在 本町に移住を検討する者が、住居又は仕事を探す活動を行うために本町に短期間滞在することをいう。
- (2) お試し滞在宿泊施設 お試し滞在を行う者が利用する高原町観光協会関連施設又は北きりしま田舎物語推進協議会に登録している民泊農家（以下「民泊農家」という。）のうち、本事業の主旨に賛同する町内の民泊農家をいう。

(助成券交付対象者)

第3条 高原町お試し滞在利用助成券（様式2号。以下「助成券」という。）の交付を受けることができる者（以下「助成対象者」という。）は、町外に住所を有する者で、お試し滞在宿泊施設（以下「宿泊施設」という。）に宿泊し、次の各号のいずれかに該当する活動（以下「助成対象活動」という。）を行うものとする。

- (1) 本町への移住定住を目的として、町内で住居又は仕事を探す活動
- (2) 本町への移住定住を目的として、町内の地域情報を収集する活動
- (3) 前2号に掲げるもののほか、本町への移住定住を目的とした活動であって、町長が特に認めるもの

(助成券の額等)

第4条 助成券の額は、別表に掲げる利用料金等額から、助成対象者が負担する額（以下、「利用対象者負担額」という。）を減じた額（以下「利用料」という。）とする。

- 2 助成可能な宿泊日数は連続して5泊を限度とする。ただし、民泊農家においては連続2泊を限度とする。
- 3 助成対象者と共に宿泊施設に宿泊する同行者がいる場合は、同行者1人を助成対象者数の限度とし、その者の負担額は助成対象者負担額と同額とする。
- 4 助成券の交付は、同一年度内において助成対象者1人あたり1回を限度とする。
- 5 助成対象者はレンタカーを利用することもできる。ただし、燃料費は助成対象者負

担とする。

(助成券交付の申し込み)

第5条 助成対象者が、助成券の交付を受けようとするときは、高原町お試し滞在宿泊利用助成券交付申請書(様式1号。以下「申請書」という。)に助成対象者の現住所を証する書類の写しを添えて、交付を受けようとする宿泊日の前日から起算して14日前まで(役場の閉庁日は、日数に含まない。)に、町長に提出しなければならない。

(助成券の交付及び提示)

第6条 町長は、申請書の提出があったときは、その内容を審査し適当と認めるときは、当該申請があった日から起算して5日以内(役場の閉庁日は、日数に含まない。)に助成対象者に、助成券を交付しなければならない。

2 前項の規定により助成券の交付を受けた者は、宿泊時において助成券を宿泊施設に提出しなければならない。

(実績等)

第7条 助成対象者は、助成対象活動が終了したときは、高原町お試し滞在宿泊施設利用助成券活動報告書(様式第3号)を14日以内(役場の閉庁日は、日数に含まない。)に提出しなければならない。

(助成券の再交付)

第8条 助成対象者又は宿泊施設は、助成券を著しく破損し、若しくは汚損し、又は紛失した場合は、町長に助成券の再交付を求めることができる。

2 町長は、前項の求めがあった場合は、必要な事項を調査の上、助成券を再発行することができる。

(利用の取消し)

第9条 助成対象者は、助成券の交付を受けた後において、宿泊施設利用の取消しをした場合は、速やかに町長に助成券を返還しなければならない。

2 宿泊施設の利用取消しにより取消料、手数料等が発生する場合は、助成対象者は宿泊施設に当該取消料、手数料等を支払わなければならない。

(利用料の請求等)

第10条 助成対象者は、宿泊施設を利用するときは、助成対象者負担額を宿泊施設に支払うものとする。

2 宿泊施設は、月末締めで助成券を使用し宿泊した助成対象者を集計し、翌月までに、利用料を高原町お試し滞在宿泊施設利用料支払請求書(様式第4号)に、当該助成券を添えて、町長へ請求するものとする。

(利用料の支払方法)

第11条 宿泊施設への利用料は、精算払いにより支払うものとする。

(助成券の譲渡等の禁止)

第12条 助成券は、他人に譲渡し、又は、担保に供してはならない。

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか、助成金の交付に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成29年3月21日から施行し、平成29年度の予算にかかる笑顔あふれるたかはる創造事業補助金から適用する。

別表

お試し滞在宿泊施設利用助成券の額

| お試し滞在宿泊施設 | 利用料金等額 | 助成対象者の負担する額 |
|-------------|--------------------------|-------------|
| 高原町観光協会関連施設 | 施設利用料金に管理費を加算した額 | 2,000円 |
| 農家民泊 | 北きりしま田舎物語推進協議会の規定する利用料金額 | 3,000円 |